

# 薩摩川内市自治基本条例（原案）について

自治基本条例は、市町村自治やまちづくりの基本理念を定め、公共的活動に関する市民と行政の役割分担や、市民の市政への参画の在り方を明らかにするものである。市では、2月25日に薩摩川内市自治基本条例の原案を、薩摩川内市総合計画審議会に諮問したところであるが、これまでの経緯と同原案のポイントを行政改革推進委員会に報告させていただきたい。

## 1. 薩摩川内市自治基本条例の制定経過

### (1) 薩摩川内市自治基本条例の性格

市民から信託された市町村自治の「かたち」を示すもの  
本市がどのような考えで、どのような「まちづくり<sup>1</sup>」を行っていくか、それに市民がどう関わっていくのかを明らかにする条例  
市民と市がお互いの立場を尊重し、共に力を合わせて住みやすいまち、活力のある地域社会をつくっていくための仕組みを定める  
本市の条例・規則や総合計画<sup>2</sup>をはじめとする市が策定する各種計画の最高規範として位置づける

### (2) 条例制定の背景と目的

市としての主権の確保・・・平成12年4月に地方分権一括法が施行され、市町村は地方の特性を生かした独自の政策を展開できるようになった。全国一律的なものではない、薩摩川内としての特性を生かした基本ルールを定める必要がある。

協働・参画の保障・・・近年、市民の市政への参画意識が高まる一方、阪神・淡路大震災以降のNPOやボランティアの活躍など、公共的活動を行政と市民が合同あるいは役割を分担して行う場面が増えてきている。市行政から市民への一方的な押し付けでなく、互いが対等なパートナーとしての立場を確認し、その活動の基本的なルールを定める必要がある。

市政経営の適正化・・・市行政を取り巻く社会状況変化に対応するため、地方自治法に規定されていることだけでない、市行政の経営姿勢を、その責務とともに明確化する必要がある。

<sup>1</sup> まちづくり・・・従来考えられていた道路や公園の整備などハード面だけでなく、地域の特性を生かした個性的で魅力ある地域づくり、活力と潤いのある地域社会を実現するために行われるソフト面も含んだ公共的な活動のこと

<sup>2</sup> 総合計画・・・薩摩川内市が10年後どのような「まち」になっているのか、その内容を規定したもの。最上位の基本構想(10カ年)、基本計画(上期5カ年、下期5カ年)、実施計画(向こう3カ年の毎年見直し方式)

## 2. これまでの経過と今後のスケジュール

### (1) これまでの主な経過

平成 18 年 2 月 3 1 日	総合計画上期基本計画 <sup>3</sup> に「自治基本条例の制定」が搭載される
平成 19 年 2 月 2 7 日	市長が施政方針演説で、「自治基本条例の制定に関して本格的に検討を進める」と表明。(平成 19 年第 1 回市議会定例会)
平成 19 年 5 月 9 日	自治基本条例作業部会による庁内検討を開始
平成 19 年 9 月 2 5 日	第 4 回経営会議において条例の骨子を決定
平成 19 年 11 月 19 日～	まちづくり意見交換会を開催(～平成 20 年 2 月 1 日迄)
平成 19 年 12 月 1 日～	条例の骨子に関するパブリックコメント手続を開始
平成 20 年 2 月 21 日	第 21 回経営会議において条例原案を了承
平成 20 年 2 月 25 日	薩摩川内市総合計画審議会へ条例原案を諮問
平成 20 年 3 月中旬	条例原案に関するパブリックコメント手続を開始

### (2) 今後のスケジュール

	平成 19 年度							平成 20 年度							
	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
市	庁内検討組織設置(5月～)			骨子検討・作成			意見集約		原案作成		総合計画審議会諮問・答申		議案上程		平成 20 年 10 月 12 日 施行 予定
市民	48地区意見交換会 パブリックコメント			条例原案 パブリックコメント		女性50人委員会 市政モニターアンケート		3/10 広報紙 特集記事掲載							
議会	概要説明		骨子説明		経過報告		経過報告		経過報告		議案審議				
			10/1 全協		11/5 議員研修会		2/15 議員研修会								

## 3. 条例骨子に係る意見広聴の状況

### (1) 意見広聴の実施概要

広聴機会	期間	参加数 提出数	意見数		
			条例意見	その他意見	意見合計
まちづくり意見交換会・出前講座(48地区+5団体)	11/19～2/1 53会場	1,563	380 (161)	198 (115)	578 (276)
パブリックコメント手続	12/1～2/6	16	32 (27)	31 (30)	63 (57)
計		1,579	412	229	641

意見数の下段の( )内の数字は、類似意見を取りまとめた意見項目数

<sup>3</sup> 上期基本計画…計画期間は、平成 17～21 年度の 5 ヵ年

(2) 主な意見内容

まちづくり意見交換会で出された主な意見

	区分	意見 項目数	主な意見
自治基本条例に関すること	条例全般	40	住民の声が届く条例をつくって欲しい。 基本条例の原案を最終的に示して欲しい。 市民の意見・要望をきちんと聞き把握した上で制定を目指すべきである。 人の心をどのように育てていくかが肝要である。 「協働・参画」は素晴らしいものであるが、一部の意識の高い人だけの条例とならないか心配。
	まちづくりの主体	23	事業者の責務を具体的に拘束力のあるものとして欲しい。 地域貢献に対する職員の意識改革が大事だ。 市民の育成と職員の育成が必要である。 合併して窓口職員の対応がよくなった。
	情報共有・協働・参画	51	広報紙の記事の範囲が広すぎて、必要な情報を選択するのに苦労する。 市の動き、役割が市民に伝わってこない。 市から提供される情報は大雑把過ぎて市民に理解できない。 「協働」の名の下に市民に責任転嫁をするような条例であってはいけない。 市へ要望したものは、できないことも含めきちんと回答してもらいたい。 このような意見交換の場は大切であり、今後も継続してもらいたい。 審議会に地域の声を代表した人が参加できるようにすべき。 この条例が制定されることによって、ますます住民に負担がかかるのではと不安である。協働の内容についてきちんと線引きすべき。
	コミュニティ	29	他の地区コミ活動を知って、地区間で連携を図りたい。 地区コミが市の下請け機関とならないようにすべき。 地区の活動を活発にすればするほど、住民の負担が増えることが考えられるので、市としてもきちんと支援をして欲しい。 地域活動の支援に関して、もう少し具体的に条例に規定すべき 補助金制度の額、用途含め見直しをするべき。 企画する段階で職員の支援が欲しい。 基本条例の中に自治会の位置づけも規定してすべき。 自治会加入を基本条例に加えるべき。
	市政経営	18	手続相談や苦情受付など相談窓口の一本化を図って欲しい。 本庁だけに権限を集中しないで、支所の機能をきちんと残して欲しい。 負債額 800 億円を超えていると広報紙に掲載されていたが、市はこのことを認識し事務改善に乗り出すべきである。
合 計			161 項目

パブリックコメントで出された主な意見

項目	意見内容
条例の制定に関して	意見交換会で出された意見が、どうなったのか、どうなっていくのかが見えるようにしてほしい。 基本条例決定までの手続とスケジュールを明らかにし、意見交換会の主要意見とそれに対する市当局の見解を、市広報を通じ、開示してほしい。 地区コミュニティ協議会制度は、地域で出来ることは地域に任ずという素晴らしいシステムづくりだと考えるので、この考えを大前提に基本条例は策定していただきたい。
前文	「まちづくりの主体」の「主体」とは何か。市民がまち(市)の主体(主権)であることを明確にすべき。 全市民が参画できるように、「子と孫が笑顔で暮らすまちづくり」をテーマにするべき。
1 総則	
(2)定義	「市民」に事業者は含まれるのか。 広範な市民の「参画」「協働」を得るために、「市民公益活動」やそれらの団体とのかかわりを定める項を設け定義すべき 「協働」は、「共生・協働」に修正すべき。
(3)まちづくりの基本理念	「市民と市と一体となって」とは具体的にどのようなことか。 「市民と市の対等で信頼にもとづくパートナーシップによる「協働」とうたった方がわかりやすすくないか。
(4)この条例の位置づけ	「この条例との整合を図る」とあるが、地方自治体の最高の議決機関である議会の決定とは、どのように整合が図られるのか。
2 まちづくりの主体	
(1)市民の権利と責務	「市民活動を展開するよう努めます。」の後に、「そのために市民は、所在の自治会へ加入します。」を追加すべき。
(2)事業者の責務	「発展に寄与するよう努めます。」の後に、「そのために事業者は、所在の自治会へ加入します。」を追加すべき。 「事業者」とは、何者を指すのか。
(4)市の執行機関の責務	「監査委員」「固定資産評価委員会」を追記すべき。 「市長と同じ責務を負い」とあるが、市長は市政経営の最高責任者であって、それぞれの執行機関は、法で示された事務の範囲を逸脱することは許されず、また市長も他の執行機関に関与することは許されない、互いに独立した権威・権限であるはずなので、相互に協力し合う性格の事務は存在しないと思われる。
【主体の追加】	「市議会の責務」を追加すべき。 「市議会議員の役割」について追加すべき。 「市議会議員は 20 名程度で、市政の行く末を研究、諮問する立場として存在する」ということを役割として認識したら全国へ発信できる。
4 協働と参画	
(2)市民参画の保障	を削除すべき。
5 公正及び信頼の確保	「5 公正及び信頼の確保」の方法として、パブリックコメント・ふれあい市民会議・出前講座など具体例を挙げているが、どれだけの市民の意見が徴収できるのか、どれだけの市民が参加しているのか、疑問である。
(3)対話の場の設置	広く市民の意見を聞くために開催する方法として、公聴会、説明会、フォーラム又はシンポジウムなど市民参加の手続を定め、多様なかたちで市民との対話、意見交換ができるようすべき。 対話の場の設置を充実させて欲しい。

	(4) 審議会等への参加	審議会の会議は、「原則として公開」を追加すべき
6	地区コミュニティ協議会	
	(1) 地区コミュニティ協議会	「地区コミュニティ協議会を設置することができます。」を「設置します」に修正すべき。 「自治会およびその他の組織」の後に「並びに市、市議会と連携しながら」を追加すべき。
7	市政経営	
	【項目の追加】	「住民投票の実施」を追加する。 「市長は、住民投票の結果を尊重する」を「住民投票の実施」の後に追加する。

### (3) 今後の意見の取り扱い

分野	区分	内容
意見の取扱	自治基本条例に関する事	原案をつくる際に検討材料とした。今後、原案への反映の可否や市の意見等をつけて公表する。
	まちづくり全般に関する事	庁内で情報共有するとともに、市長を座長とする市の意思決定機関である経営会議の下部組織「地域再生部会」を発足させ、意見を参考に業務改善や新たな施策の検討に着手した。おおむね7月を目処に取りまとめる。
広報広聴	広報紙・HP	3月10日号の「広報 薩摩川内」にて、意見交換会の開催状況、主な意見の公表、今後の計画等を掲載予定。
	地区コミュニティ協議会・自治会	4月に開催される自治会長研修会や地区コミュニティ協議会での集まりを利用したPRを実施する。 このほか、全自治会に対して出前講座の受付を周知する。

## 4. 条例原案のポイント

まちづくりを通じて「明るく豊かなまち」の実現を目指します。  
「情報共有」「協働」「参画」を3本の柱として、まちづくりの推進にあたることを明記した。

情報共有...	市が持っているまちづくりに関する情報を市民と市で共有する。
協働...	市民と市がそれぞれの権利と責務の下で、共通の目標に向かって対等の立場で協力しあう。
参画...	市民政策決定の場に加わり、自らの意思と責任を持って課題を解決する。

今までの薩摩川内市が取り組んできたことや実践してきたことをルールとして定めている。また、これまで条例で定義していなかった地区コミュニティ協議会制度についても市との関係を位置づけている。

条例の骨子に対する意見が多かった「住民投票<sup>4</sup>」と「自治会」についても条項を定めた。特に自治会については、加入努力を規定した。

今後、条例の活用状況を見守る審議会を設置し、自治の成熟化に伴い条例を深化できるような条項を定めてある。

<sup>4</sup> 住民投票…条例原案では、「市民投票」としている。

# 薩摩川内市自治基本条例 原案

## 目次

- 第1章 総則（第1条 第4条）
  - 第2章 まちづくりの主体（第5条 第9条）
  - 第3章 市民と市の情報共有（第10条 第12条）
  - 第4章 協働と参画（第13条 第15条）
  - 第5章 公正及び信頼の確保（第16条 第19条）
  - 第6章 コミュニティ（第20条 第24条）
  - 第7章 市政経営（第25条 第33条）
  - 第8章 審議会の設置（第34条）
  - 第9章 条例の見直し（第35条）
- 附則

私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた1市4町4村が合併し、平成16年10月に誕生したまちです。

合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。

これからの私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが大切です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが次世代まで「薩摩川内市にずっと住みたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのためには、市民と市がそれぞれ対等な立場で、まちづくりの主体であることを自覚し、自らが持つ権利と責務の下、協働のまちづくりを推進し、住民自治を実現していくことが必要です。

これらを踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るため、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念、市民の権利と責務、市の責務等を明らかにするとともに、情報共有、協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより、住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 市民 市内に居住し，通勤し，若しくは通学する者又は事業者をいう。
- (2) 事業者 市内において営利又は非営利を目的とした事業及び活動を行う個人，法人又は団体をいう。
- (3) 市 議会を除く市の執行機関をいう。
- (4) 市の執行機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，水道事業管理者及び自動車運送事業管理者をいう。
- (5) まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。
- (6) 協働 市民及び市が，共通の目標に向かって対等の立場で互いの自主性を尊重しながら，協力し合うことをいう。
- (7) 参画 自らの意思と責任を持って，市が実施する施策，事業等の企画立案から実施，評価に至る過程について市民が関与することをいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりは，自らの積極的な意思で市民及び市が一体となって取り組むものとし，それぞれが互いの意見及び立場を尊重し，常に対等な関係を保ち，補完し合い協力して進めていかななければならない。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は，本市の自治の基本となる条例として位置付けるものであり，市民及び市は，この条例の趣旨を最大限に尊重するよう努めなければならない。

- 2 市は，他の条例，規則その他規程の制定改廃，解釈及び運用又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更に当たっては，この条例との整合を図らなければならない。

## 第2章 まちづくりの主体

(市民の権利と責務)

第5条 市民は，まちづくりに参画する権利を有するものとする。参画に当たっては，まちづくりの主体であることを自覚し，自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 市民は，市政に関する情報の提供を受け，自ら取得する権利を有するものとする。

- 3 市民は，市民相互間の理解を深め，交流及び連携を行い，より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を展開するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は，地域社会の一員として，公益的な活動の意義を認識し，積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

(市長の責務)

第7条 市長は，市政経営の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し，誠実かつ公正に市政の執行に取り組むとともに，職員の育成に努めなければならない。

ない。

(市の執行機関の責務)

第8条 市の執行機関は、その権限と責任において、誠実かつ公正に職務の執行に取り組まなければならない。

2 市の執行機関は、互いに協力し、連携しながら行政機能を発揮しなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技術等の能力開発及び自己啓発に努め、その知識、技術等を、まちづくりに携わる専門家として必要に応じて市民に還元しなければならない。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

### 第3章 市民と市の情報共有

(情報の提供)

第10条 市は、その保有する情報を市民と共有するために、市民にわかりやすくその情報を提供しなければならない。

2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。

3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めなければならない。

(情報の公開)

第11条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 市は、個人の権利及び利益が侵されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

### 第4章 協働と参画

(協働の推進)

第13条 市民及び市は、互いに連携を図りながら、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

(市民参画の保障)

第14条 市は、まちづくりに対する市民の参画の機会を設けなければならない。

2 市は、市民がまちづくりに参画しないことによって不利益を被ることのないよう配慮しなければならない。



( 計画過程等への参画 )

第 15 条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程において市民が参画できるよう配慮しなければならない。

第 5 章 公正及び信頼の確保

( 対話の場の設置 )

第 16 条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。

( 意見等への対応 )

第 17 条 市は、市民からの意見、要望等があったときは、誠実かつ的確に対応しなければならない。

2 市は、市民から苦情が寄せられたときは、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

( 市民意見の公募 )

第 18 条 市は、本市の基本的な計画、構想等を策定しようとする場合には、公募により、市民の意見を求めなければならない。

( 審議会等への参加 )

第 19 条 市は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を任命、委嘱又はこれらに類する行為をしようとする場合には、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、特に専門的な審議を行う場合、特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合、行政処分に関する審議を行う場合その他正当な理由がある場合を除くものとする。

2 審議会等の会議は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として公開するものとする。

第 6 章 コミュニティ

( コミュニティ活動 )

第 20 条 市民は、明るく豊かなまちを創るため、積極的にまちづくりに取り組み、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

( 地区コミュニティ協議会 )

第 21 条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会及びその他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

( 地区コミュニティ協議会への支援 )

第 22 条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう環境整備に努めるものとする。

2 市は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、自主性及び自立性を損ねることなく、協働してまちづくりを進めなければならない。

( 自治会活動への理解等 )

第23条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づき形成された自治会の環境美化活動、防災活動その他のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

（自治会活動への支援）

第24条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。

#### 第7章 市政経営

（総合計画の策定等）

第25条 市は、長期的な展望に立った計画（以下「総合計画」という。）を総合的な市政経営の指針として、この条例の趣旨に則して、策定し、及び実施しなければならない。

2 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

3 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

（総合計画の実施状況）

第26条 市は、総合計画の下に各行政分野で策定した各種計画及び指針において実施した事務事業等の進捗状況について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価し、公表しなければならない。

（説明責任）

第27条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。

（行政手続）

第28条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

（市民投票）

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。

(1) 選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

(2) 議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

(3) 市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。

（法令の遵守）

第30条 市は、法令を遵守し、かつ公正に市政経営を行わなければならない。

( 条例の制定及び法令の活用 )

第31条 市長は、市民のニーズ及び市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、必要な条例、規則等を制定しなければならない。

( 組織 )

第32条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するように、業務改善に努めなければならない。

( 国、他の地方公共団体等との連携 )

第33条 市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

#### 第8章 審議会の設置

( 条例の運用の充実と審議会の設置 )

第34条 市は、この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図るため、薩摩川内市 審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。

2 審議会は、この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

#### 第9章 条例の見直し

( この条例の見直し )

第35条 市長は、審議会の意見を踏まえ、この条例の見直しの要否等について検討し、その実効性を確保するため見直す必要があると認めたときは、遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。